

規制シート(様式)

(別紙1)

080198300320001

平成28年3月30日

規制の名称	金融子会社が行うグループ会社の従業者向け貸付けに係る規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	貸金業法第2条第1項、貸金業法施行令第1条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ること		
規制内容の概要	事業者がその従業者に対して行う貸付けは貸金業法の適用除外とされているが、企業グループ内の会社(金融子会社)が当該企業グループ内の他の会社(グループ会社)の従業者に対して行う貸付けは、貸金業法が適用される。	関連する予 算	-
規制の最近の改 廃経緯	グループ会社間の貸付け等について、資金需要者等の利益が損なわれないよう、一定の要件を課した上で、貸金業法の適用除外とした。(平成26年貸金業法施行令改正)	関連する政 策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理 由	事業者がその従業者に対して行う貸付けは、雇用という特殊な関係に鑑みれば、資金需要者(従業者)の利益を損なうおそれがないと考えられることから、貸金業法の適用除外とされているものである。 一方、グループ会社の従業者に対する貸付けを貸金業法の適用除外とすることについては、貸し手と借り手が雇用関係になく、資金需要者の利益の保護の観点から慎重な対応が必要。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)			
見直し条項	貸金業法施行令第1条の2		
次の見直し時期	未定		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>